

知らなすぎや損する？！

無料

税理士による 住まいの 税務・相続 相談会

税務のことなら何でもご相談ください

- マイホームを売った時、買い替えた時の税金教えて！
- 空き家対策特別措置法って何ですか？
- 空き家にも3,000万円控除は使えるのか？
- 相続した土地を売却したら、税金はどのくらいかかるのか？

先着順
個別相談

～相続税、贈与税、ローン控除などの疑問やお悩みにお答えします。～

令和6年

5月25日(土)

10:00～・11:00～

13:00～・14:00～

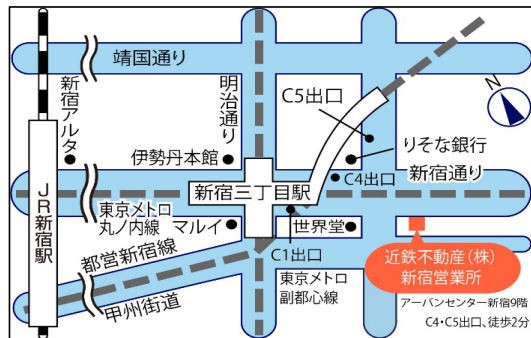
15:00～・16:00～

無料 | 先着6組様 | 完全予約制

- ※1組様60分。じっくりご相談いただけます。
- ※お申込は先着順となります。定員になり次第締め切りとなります。
- ※お申込受け付け後、お席が確保できましたらご連絡させていただきます。

場所 / 『近鉄不動産新宿営業所』

〒160-0022 新宿区新宿2丁目5番10号アーバンセンター新宿9階



講師

税理士法人 アイアセット

税理士 名越 義哲 氏

所属 東京税理士会

- 経歴
- 石川県生まれ、慶應義塾大学卒業
 - 税理士法人アイアセット 勤務
 - 不動産経営、相続・贈与・譲渡のエキスパート



【トピック】 相続登記が義務化されました。

相続した不動産、移転登記せずにそのまま放置していませんか？
2024年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化されました。これにより、定められた期間内の移転登記手続きを行わないと罰則規定が設けられることとなります。所有者不明の不動産の発生予防のための制度ですので、住所等の変更登記の義務化も2026年4月までに施行される予定です。登記に関する相談も可能です。相談は無料ですのでお気軽にご相談下さい。

お問合せはこちらへ



新宿営業所 営業時間 / 9:30～18:20
(毎週水曜日 木曜日定休)



0120-706-688

先着順のためお申込はお早めに。 TEL FAX メール 左記のいずれかでお申込みください。



0120-706-688

FAX

03-3354-0163

MAIL

e-shinjuku@kintetsu-re.co.jp

※メールでお申込の場合も
下記項目を全てご記入ください。

お名前	様	参加予定人数	人
ご住所	〒 -		
TEL(携帯可)	メールアドレス	@	
希望時間	10:00～ ・ 11:00～ ・ 13:00～ ・ 14:00～ ・ 15:00～ ・ 16:00～		※ご相談は、1回60分を予定しております。

ご利用規約

お客様からご提供いただいた個人情報は近鉄不動産の不動産事業以外の目的には使用いたしません。
 <住所>〒160-0022 新宿区新宿2丁目5番10号成信ビル9階 <名称>近鉄不動産株式会社 <TEL>03-5312-7621
 <Eメール>e-shinjuku@kintetsu-re.co.jp <受付時間>9:30～18:20 (毎週水曜日 木曜日定休)